

アンケート(法科大学院における民法教育と要件事実)結果概要

大学名	Q1、未修者の民法の授業において要件事実的視点を加味しているか否か	科目名 時期 担当者名	Q2、その方法及び工夫	Q3既修者の民法の授業で要件事実論を取り入れて行っているか否か	科目名 時期 担当者名	Q4、その方法及び工夫
1	いない	・民法 (債権総論・契約総論・担保物権法) 前期 ・民法 (契約各論・不法行為法) 後期	特に要件事実論に即した講義はしていないが、従来の学部での民法講義とは異なり、訴訟の対審の中で自分が話している民法の問題がどう扱われるかについて常に意識して授業・授業準備にとりくむようにしている。特に未修者でも1年後期になると民訴を併行して勉強していく中で学生の側から要件事実論的な質問が民法についても出されるので、将来的にどう対応するのか検討していきたい。	いる	・民法演習 (不法行為法) 2年次後期	学生には事前に教材を配布し、教材中の判例を読み事案を考え、予め示した設問を考えてこさせる。また、各回にレポーターを割り当て、レポーターにレジメを事前配布し、設問に対する自己の考えを提示させる。ゼミ当日に、レポーター以外の学生にも設問を答えさせる。その設問の中に(毎回ではないが)「…の要件事実を明らかにせよ。…の要件事実と対比せよ」といった設問をおいている。レポーターがレジメに要件事実をまとめて提出したものを基礎に討論することがある。
2-1	いる (ただし、二者択一で言えばあって、Q2への回答のように要件事実論を十分ふまえたものではなく、当事者の主張と反論といった程度である)	民法基礎 (取引法) 後期	要件事実論を十分ふまえたものではなく、当事者の主張と反論といった程度であって、いわば当たり前のことではあるが、従来、単に「 の要件」などとまとめて教えられがちであったものを「要件」「抗弁」「再抗弁」に分けて、どういうかたちで訴訟が展開するかとして教えるように努めている。たとえば、詐害行為取消権における「受益者、転得者の善意」など(従来は、詐害行為取消権の主観的要件として客観的要件とセットで教えられがちであったように思う)。	いる (ただし、二者択一で言えばあって、Q4への回答のように、要件事実論を十分ふまえたものではない。)	・民法演習 前期 ・民法演習 後期	要件事実論を十分ふまえたものではなく、当事者の主張と反論といった程度であるが、判例・事例研究において、当事者の主張、相手方の反論、再反論を法律構成させる中で、どこまで立証する必要があるか、その可能性、相手方はどう反論すべきか、といったかたちで取り上げるようにしている。講義科目と異なり、生の事実に近い事実関係から拾い出す作業が必要になるので、かえって実際に即して話ができ、学生も理解しやすいように思われる。
2-2	いる	・民法基礎 (総則) 1学期 ・民法基礎 (事故法) 1学期	民法基礎 の第1講で訴訟における立証とは何かを事例に即して説明し、民法基礎 の第1講で、不法行為の損害賠償の成立要件と抗弁を説明し、その際、法律要件分類説もあわせて説明している。	いない		上級生については、もっぱら民事法総合演習において要件事実教育を行っている。
3	いる	・民法 (総則・物権) 前期 ・民法 (債権各論) 前期 ・民法 (債権総論・担保物権) 後期 ・民法 (家族) 前期	未修者なので、要件事実論自体を正面からとりあげるわけではないが、そのような視点を意識させるよう、折に触れて言及している。たとえば、民法112条の本文と但書の関係について証明責任に関する法律要件分類説と有力説との違いを簡単に説明したり、不法行為責任と債務不履行責任の証明責任の違いの有無について説明したりというようにである。また、学生に判例を要約させる際に、時系列的に要約したあとで、原告の主張と被告の主張に簡単に整理してもらうなどしている。	いる	・民事法演習 2年次前期 ・民事法演習 2年次後期 民訴	民事法演習 では、2004年度は特に行わなかったが、2005年度は、教材の関係もありその視点を加味する予定である。 民事法演習 は、民法と民訴の教員の協力による授業であり、その中で、要件事実の基本を説明した(ただし、この部分は民訴の教員が担当)。
4			加味するよう担当者をお願いしているが、具体的にいかようであるか、回答者としては確実なことを報告できない。			既修者コース無し
5	いない		そのような視点を念頭において授業していると思われるが、具体的に説明しうる程にははいたっていない。	いない		問いにも指摘があるように実務科目の中にはそのようなものをおいているが、民法としてはではない。

アンケート(法科大学院における民法教育と要件事実)結果概要

大学名	Q1、未修者の民法の授業において要件事実的視点を加味しているか否か	科目名 時期 担当者名	Q2、その方法及び工夫	Q3既修者の民法の授業で要件事実論を取り入れて行っているか否か	科目名 時期 担当者名	Q4、その方法及び工夫
6	いる (未修は特に春学期配当の科目については実体法を中心とし、重要事項につき証明責任の分配と要件事実の例を示す程度である。)	・民法 (財産取引法総論) 春学期 (法学部出身者クラス担当)	表見代理の各規定における証明責任の分配の差異、時効の抗弁、善意の証明責任の分配、177条の第三者に関する背信的悪意性の証明責任の分配、相殺の抗弁、詐害行為取消権における詐害の意思の証明責任などにつき実体法上の問題と関連して簡単な具体例を交えて言及する。	いる	・民法上級演習、同 2年次秋学期	左記科目において、教材として加工した判例の第一審・原判決を資料として配布し、実体法の問題を議論する際、請求の趣旨及び請求の原因につき学生に対し確認する。例えば、民法上級演習 第9回では、姫路日赤病院・未熟児網膜症上告審判例において医師の過失につき医療水準論を取上げる場合には、原判決の請求原因と差戻審の請求原因とを比較させ、原告側側の証明責任と要件事実を具体的に検討した。これらの点については、事前に四、五名に事前レポートを提出させ、実体法上の問題も含め学生の理解度を予め確認し、クラス全員に添削したレポートを配布し講義において随時それに言及するという方法を採用している。
7	いない			いる	・民法総合 (契約法) 2年次前期 ・民法総合 (原状回復・損害賠償法) 2年次後期 ・民法総合 (債権回収法) 3年次前期	前期に先行して開講する「要件事実の基礎」に関する実務科目の履修を踏まえ、プロブレム・メソッドの中で、民法理論を要件事実に再構築する授業を行っている。民法理論に関する正確な理解をさせると共に、要件事実論へと展開させるものである。
8	いない	・民法、ただし証明責任の問題は意識して授業を行っている。		いる(予定)	・民法問題演習、2年次	「問題研究」「類型別」(法曹会)を素材にして各15回の講義のうち2回程度を割く予定である。基本的には証明責任の分配までを考えている。
9	いない			いる	・実務民事法	民事判例を基礎に民法、商法、民事訴訟法の理論を教育しており、担当の各教員の創意工夫により要件事実的視点が加味されている。
10	いる	・契約法総論 前期 ・契約法各論 後期	「契約法総論」(1年次前期)の第1回授業において、契約をめぐる実体法規定(法律行為及び契約総論部分)の全体構造を概説し、第2回授業において要件事実論の考え方についての基本を理解させよう、第3回授業～第15回授業において、実体法上の各論点をめぐり、90分の授業の前半にその解釈及び適用について検討し、後半に事例にもとづいた攻撃防禦方法について請求の趣旨、訴訟物、請求原因事実、抗弁事実などブロック・ダイヤグラムの作成を前提とした質疑応答を展開している。 「契約法各論」(1年次後期)については、売買、消費貸借、賃貸借、請負などの典型契約をめぐり、主として言い分方式による事例を用いて、主要事実の整理及び攻撃防禦方法の組み立てを考えさせている。	いる	・不法行為法 2年次前期	「不法行為法」(2年次前期)においては、不法行為における要件事実をめぐり、特に「過失」など評価的要件事実を中心として、評価根拠事実及び評価障害事実の整理とその主張立証責任についての理解を図るよう裁判例及び事例例にもとづいた議論を展開している。

アンケート(法科大学院における民法教育と要件事実)結果概要

大学名	Q1、未修者の民法の授業において要件事実的視点を加味しているか否か	科目名 時期 担当者名	Q2、その方法及び工夫	Q3既修者の民法の授業で要件事実論を取り入れて行っているか否か	科目名 時期 担当者名	Q4、その方法及び工夫
11	いない			いる	・既修者向けの対話型演習民法(契約法) 2年次前期 (不法行為法) 2年次後期 (物権・責任財産法) 3年前期 (家族法) 2/3年次後期 (民事法総合) 3年次後期	既に行った2年前期の対話型演習契約法においては、特に履行障害を扱う場面で、債権総論に書かれている債務不履行の要件、民事訴訟法の教科書に書かれている主張責任・立証責任の説明を確認し、それを踏まえたうえで、要件事実の意味等を説明し具体的な事案に当てはめて、どのような形で法的紛争が解決されていくかを説明した。その他、それぞれのテーマの中で必要な範囲で、主張責任・立証責任を意識させる形で質疑応答を進めた。 なお、その他3年後期配当の民事法総合では、民法と手続法の融合的テーマを取り上げ、要件事実も踏まえた授業をする予定である。
12	いる	・民法(総則・契約) ・民法(財産権)	事前に、Q1,Q2・・・というように課題を出しておいて提出させその出来具合をみて、毎回の授業を行っている。提出レジュメのレベルアップ(内容の質、量、正確さ)を踏まえて、授業のレベルは毎回少しずつ変わってきている。教員の事前準備の負担も大きい。	いない		
13	いる	・民法 A 前期 ・民法 B 後期 ・民法 A 前期 ・民法 B 後期 ・民法 A 前期	説例または判例を紹介、検討するとき、要件事実に関する基礎的な考え方を中心に教える。例、請求は何か、その理由(請求原因)は何かといった平易な発想を教える程度にする。	いる	・民事裁判 A 前期 ・民事裁判 B 後期	原則として毎時限各1個の判例につき訴訟メモ(手控え)を作成して提出する。ただし、後期の一個の判例を2コマに亘り検討するときが1回あるが、この場合はうち後半の1コマには訴訟メモは提出しない。 東孝行教授「法科大学院における要件事実論教育について」(久留米大学法学 48、44、48号及び49号の一部)による。訴訟メモもその記載程度とする。 ただし、17年度以降は標準履修者も含む授業となるため、訴訟メモの作成、提出の回数を半分程度に抑え、あわせてそのうち簡易訴訟メモ(裁判の理由欄記載の事案の概要等に基づく事実整理メモ)の作成の回数を増やす方法を検討中である。
14	いない	・民法(総則・物権) ・民法(債権総論・契約法) ・民法(不法行為法) ・民法(家族法)		いない	・民法(担保物権法) ・民法演習 ・民法演習 ・民法演習	
15	いる	・民法 春 ・民法 秋	時々触れる程度である。 例えば、民法が定める法律要件と、立証責任の分配に従った要件事実とは異なるというように。	いる	・民事法総合演習 3年次秋	民事法総合演習は、民法、商法、民事訴訟法による総合演習であるが、教官が作成した事例問題により、民法、商法、民事訴訟法の3名の教官が同時に出席して、それぞれの関係ある分野について総合的に行う演習である。したがって、民事訴訟法の観点から要件事実論について言及することになる。

アンケート(法科大学院における民法教育と要件事実)結果概要

大学名	Q1、未修者の民法の授業において要件事実的視点を加味しているか否か	科目名 時期 担当者名	Q2、その方法及び工夫	Q3既修者の民法の授業で要件事実論を取り入れて行っているか否か	科目名 時期 担当者名	Q4、その方法及び工夫
16	いない			いない		
17	いない			いない		
18	いない		Q1において「いいえ」と答えたが、いくつか説明を付け加えておく。第1に、1年次では、要件を理解することが重要である点である。2年次の特に要件事実を取り扱う「民事訴訟実務基礎論」において要件そのものの理解が前提になるからである。第2に、1年次においても、要件をそのまま並べるのではなく、立体的にするように努めている。(たとえば、「これはただし書きですから」のように)	いる	・民事法総合演習 2年次後期	本法科大学院では民事法総合演習は、民法・商法・民事訴訟法のうち、2つずつを組み合わせた科目になっている。 民事法総合演習 は民法と商法の総合演習である。ここにおいても、商法と関係する民法分野で、要件事実を踏まえた講義を行っている。具体的には後期から始まった実務家教員の行う「民事訴訟実務基礎論」を前提としながら、ブロック・ダイアグラムを作成しつつ、主張立証責任や抗弁を検討している。
19	いる (右記の限度で)	・民法 (総則)	民法 (総則)では、佐久間教授の「民法の基礎(総則)」を教科書に使用しており、同書は個々の問題の説明に要件事実論的な考え方を取り入れているのでその説明に必要な限度で、要件事実論にふれている。	いない		既修者に対しては「民法」と名のついた講義は行っていない。
20	いる	・民法 (財産法)前期 ・民法 (財産法)前期	各教科の重要論点のうち、3～5回程度、第1審判決例を配布し、請求の趣旨、請求原因、認否、抗弁、再抗弁等を確認させ、要件事実論の一般的なしくみを理解させることを目的とする授業を行っている。	いる	・民事法 (不動産法)前期 ・民事法 (金融担保法)後期	各教科の重要論点のうち5～8回程度、第1審判決例を配布し、請求の趣旨、請求原因、認否、抗弁、再抗弁等を確認した上で、具体的事案における各主張の意味、法律構成及び法律効果との関係について、ソクラテスメソッド方式で授業を行っている。
21	いない			いる	・要件事実と事実認定の基礎 2年次前期 ・民事法総合演習 及び 3年次前期及び後期	具体的な説例事案を多用し、その都度事案の分析・構成に要件事実論の手法を活用して行う。
22	いる	・不法行為法 春 ・契約法 秋 ・契約法 春	判例を第一審から読ませ、当事者の主張の整理をさせている。(ただし毎回ではない) 単に知っていればよいことは授業で教えないで、自学自習による。(もちろんそのための指示や指導は適宜行っている。)	いる (ただし、本年度は既修者がいないため予定)	・民法演習 (契約) 春 ・民法演習 (不法行為) 秋 ・民法演習 (債権管理) 3年次春	実務家教員と共同授業。素材の一部または全部は実務家教員提供による現実の事例とし、実体法上の問題だけでなく、手続上、実務上の問題点についても扱う。 原告側代理人としての立論や被告側代理人としての立論などをさせる。 考え方を身に付けさせることが目的なので全ての論点について言及する必要はないと考えている。
23	いない			いない		
24	いない			いない		
25	いない			いない		
26	いない			いない		
27	いない			いない		

アンケート(法科大学院における民法教育と要件事実)結果概要

大学名	Q1、未修者の民法の授業において要件事実的視点を加味しているか否か	科目名 時期 担当者名	Q2、その方法及び工夫	Q3既修者の民法の授業で要件事実論を取り入れて行っているか否か	科目名 時期 担当者名	Q4、その方法及び工夫
28	いる	・導入講義(単位認定無し)4月 ・契約法講義(4単位)前期 ・損害賠償法講義(2単位)前期 ・金融取引法講義(4単位)後期	要件事実論を「特別なもの」と考えないことが肝要と思われる。むしろ、裁判規範である民法の法条の意味を理解するのに、法廷の文法である要件事実論を抜きにして教えることのほうが異常である。「当然のこと」としての要件事実教育のためには、民法の体系を、権利の体系(権利の存否の体系)ではなく、民事訴訟における攻撃防御による権利の判断の体系(権利の存否の推論的判断の体系)として理解し教えること、言い換えれば、たえず、原告の請求の趣旨、これを支えるべき訴訟物たる権利、その請求原因事実、これに対する被告の抗弁事実、さらに原告の再抗弁事実という立体的構成のなかで、動的な法適用に親ませることが不可欠である。もちろん、そのような立体的構成を組み合わせるためにこそ、法理論の必要十分な理解が求められる。そうすることによって、従来型の平面的・静的な 実際には役に立たない 民法学習をひととおり了してから再度要件事実論的にその知識を組みなおすという二重手間を省くことができる。実際の教室では思い通りにいくこともいかないこともあるが、民事法系教員一同、各自の能力の範囲でその実践に努めているところである。それができないのは、プロとしての教員の恥と考えるべきである。	いない		本学では民事法の基礎教育は1年次で完了するカリキュラムを採用し、要件事実論は基礎教育の要素にほかならないと考えているので、既修者には当然それを踏まえたものとしての演習教育(民法演習・民事法総合演習)を行う。結果として、既修者のための特別な要件事実教育の科目は設けていない。
29	いない			いない		
30	いない			いない		
31	いない			いない		実務科目では行っているが講義では行っていない。
32	いない			いない		
33	いない			いない		既修者向けの授業は実施していない
34	いない			いない		法学既修者については2004年度入学者はいない。
35	いる	・民法1学期 ・民法2学期	民法 :1年生を対象として、要件事実の基礎的な考え方を教授した。 民法 :賃貸借紛争を事例として、重点的に取り扱った。対立点の由来する原因の説明に留意した。	いる	・民法2学期	民事裁判の手引き(法曹会)9訂版から事例問題を作成し、これに解説を加える形で、教授している。
36	いない			いない		証明責任を意識してはいるが、要件事実論として述べることはしていない。
37	いない			いない		
38	いない			いない		
39	いる	・民法(契約法各論)秋学期	時間的な制約があり、理論的な説明をする中で要件事実を導入する目的で、要件の説明に敷衍して主張立証責任にも触れることを試みている。	いる	・民法演習(債権)2年次秋学期	担当者が、典型的な紛争類型を中心に、民法の理論的な視点、要件事実的な視点、事実認定的な視点という、3つの視点を軸にオリジナル演習問題を作成し、その演習を通じることで、これを行う。



アンケート(法科大学院における民法教育と要件事実)結果概要

大学名	Q1、未修者の民法の授業において要件事実的視点を加味しているか否か	科目名 時期 担当者名	Q2、その方法及び工夫	Q3既修者の民法の授業で要件事実論を取り入れて行っているか否か	科目名 時期 担当者名	Q4、その方法及び工夫
40	いる	・民法、前期 ・民法、後期 各科目の担当者が複数(5名程度)であり、要件事実を加味する度合も一様である。	各科目の担当者が複数であり、要件事実を加味する度合は一様でないが、最低限、授業展開の中で、解釈上重要な点についての立証責任については扱うようにしている。要件事実について詳しく扱うのは、2年次科目(民法総合、民事訴訟実務の基礎)になる。	いる	・民法総合演習 (なお、本学では、実務科目ではなく、理論科目としてカリキュラム設定されている。) 1年次後期	本学における民事法総合演習は、基本的に民事訴訟法と民法を融合させた理論科目として設定されている。この科目では、主に、裁判例を題材にして原告と被告の言い分を作成し、これについて、民事訴訟法上の問題点とともに、民事実体法的な検討を行っている。その際に、要件事実とは基本的に民事実体法の解釈学であるとの立場から、当該事件における基本的な要件事実についても考察している。もちろん、この科目では、要件事実を網羅的に教えることはできないが、実際の様々な事件を題材にして具体的な要件事実を考えることによって、要件事実(及び主張証明責任)を意識して事件を見る眼を養うことができるものと思う。
41	いない			いる	・民事裁判実務 1年後期 ・民法総合 1年後期	「民事裁判実務」においては、要件事実論の基礎から応用まで15回にわたって詳細に検討する。「民法総合」では、90分授業のうち、後半の20分例題を要件事実論の観点から説明する発表を学生にやらせている。(民法総合は、債権各論分野を扱っている。)
42	いない			いない		「民法の授業」においては、明確な方針に基づいて要件事実論を取り入れて授業を行っているわけではないので、Q3では「いいえ」と回答した。ただし、2年次科目である「民事法総合」(民法中心の事例演習)の中で要件事実的視点に触れられることもありえる。
43	いない			いる	・民事法演習 2年前期 ・民事法演習 2年後期 ・民事法演習 2年後期	2年次の演習において研究者教員と実務家教員がペアで判例演習を行う中で、要件事実論を意識して行っている。一つのテーマを研究者教員が理論的側面から、また、研究者教員とペアを組む実務家教員が、要件事実論を含む実務的側面から検討・議論できるよう運営している。なお、専ら要件事実論を扱う講義科目としては、本学のカリキュラム中には存在しておらず、「民事実務」の中で、部分的に講義をしているにすぎない為、新たに科目を設けるべきかにつき、検討中である。
44	いない			いる	・物権法 1年前期	若干、その視点を取り入れているに過ぎない。既修者1年次の民法の授業(「物権法」「契約法」「不法行為法」「家族法」全て必修)とは別に、必修科目として「民事実務基礎」(裁判官、弁護士担当)があるため、主にこの科目で要件事実論を行っている。ただ、「物権法」では、判例の検討の際に要件事実論を加味している。
45	いない			いない		
46	いない			いない		

アンケート(法科大学院における民法教育と要件事実)結果概要

大学名	Q1、未修者の民法の授業において要件事実的視点を加味しているか否か	科目名 時期 担当者名	Q2、その方法及び工夫	Q3既修者の民法の授業で要件事実論を取り入れて行っているか否か	科目名 時期 担当者名	Q4、その方法及び工夫
47	いない			いる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件事実論春</li> <li>・要件事実論総合秋</li> </ul>	民法の演習科目では常に要件事実論を意識した内容となっているが、その前提として上記の要件事実一般の授業で要件事実論の基本を習得し、演習科目でそれを応用するようにしている。
48	いない			いない		
49	いない			いる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民事法演習1年前期 (「民事実務演習」「民事実務総合研究」という実務基礎科目とは別に、法律基礎科目として設置)</li> </ul>	<p>授業の概要</p> <p>具体的な事例をテーマとし、その事例に含まれている民法・商法・民事訴訟法その他の各問題について検討する過程において法的思考能力を養い、民事法に関する基礎的理解を深める。</p> <p>演習の対象となる範囲は、民法全般(親族・相続を含む)、商法全般(商行為を含む)、民事訴訟法全般であり、これらが複合的にからみあう題材を取り上げ、諸法の間を具体的に理解する。</p> <p>要件事実や請求原因、抗弁などの主張の整理についても言及し、実務における法適用の実際を理解する。</p> <p>事前に学生に事例と設問を与え、当該事例に含まれている法的問題について検討させ、判例、学説などの検討をする。設問に対する解答は事前に提出を求める。</p> <p>授業においては、学生同士での討論をさせることにより、法的論点の理解をさせるとともに、法的思考方法についての訓練をする。</p> <p>事後的に、授業中に討論された論点と当該論点に関する意見をレポートとして提出させることなどにより、理解を深める。</p> <p>到達目標</p> <p>(1)民法・商法相互の関係の理解を深めること。</p> <p>(2)売買、賃貸借、消費貸貸、請負といった契約及びこれらに関する債務不履行・解除・損害賠償請求に関する要件ならびに不法行為などに関する要件事実についての概略を理解すること。</p> <p>(3)民事訴訟における主張を整理する能力・請求原因・抗弁などの概略について理解をすること、並びに、適切な請求原因・抗弁などの主張を構成するための基礎となる能力を持つこと。</p> <p>(4)民事法律専門職に必要なスキルについて、基礎的な事項を確認し、初歩的なスキルを会得すること。</p> <p>以上シラバス参照</p>

アンケート(法科大学院における民法教育と要件事実)結果概要

大学名	Q1、未修者の民法の授業において要件事実的視点を加味しているか否か	科目名 時期 担当者名	Q2、その方法及び工夫	Q3既修者の民法の授業で要件事実論を取り入れて行っているか否か	科目名 時期 担当者名	Q4、その方法及び工夫
50-1	いない	・民法の基礎 (契約・事務管理・不当利得・不法行為) 後期	「いいえ」…さりながら、講義では事例を多く扱うので、主要事実、ことに立証責任が問題とされる箇所など、説明を行っている。要件事実論的視点といえるほどのものではない。	いない	・民法演習B(契約・事務管理・不当利得・不法行為) 1年次前期	「いいえ」…さりながら、演習はすべて事例研究であるので、必然的に主要事実に触れている。事件の訴訟物、請求原因、抗弁、最抗弁等に触れるが、要件事実論の立場からの詳しい分析を行っているものとはいえない。
50-2	いない	・民法の基礎 (総則・物権) 前期		いない	・民法演習A(総則・物権) 1年次後期	
50-3	いる	・民法の基礎 (債権総論・担保物権) 後期	具体的に要件事実、ことに主張立証責任が問題とされている箇所、例えば民法415条、416条等において、個別的に説明している程度である。 なお未修者(1年次)は前期においてすでに民事訴訟法の基礎の中で証明責任、要件事実の説明にかなりの時間を割いているので、それとの結びつきを事例で説明する方法をとっている。	いる	・民法演習C(債権総論・担保物権) 1年次後期	民法演習Cでは、判例百選の判例を中心にとりあげて、演習を行っているが、その判例の主として1、2審の判決によって事件の訴訟物如何、請求原因、抗弁、最抗弁等の分析をさせたくて、最高裁判例がそのどこかの部分の判断に関係するものかを検討させ、それに関連する要件事実についても言及しているので、時間の3分の2ないし4分の3は要件事実の勉強に当てているといっても良い状況である。
51	いない			いない		